

試験等（レポート課題を含む）における不正行為者の処分に関する日本語教育研究センター内規

（2018年4月1日制定）

《所管：日本語教育研究センター 事務長》

2024年4月23日 付則

（適用対象）

第1条 本内規において「試験」とは、日本語教育研究センター（以下、「センター」）に所属する学生が受験する、筆記試験、口述試験および論文考査（レポート等）等（以下、「試験等」）を指し、次の各号を対象とする。

- 一 センター設置科目における試験
- 二 他箇所設置科目における試験
- 三 その他、単位修得のために必要とされる、学内外において実施される試験・考査等

（不正行為者の定義）

第2条 本内規における不正行為者とは、センターで実施する試験等において次の各号に例示する行為、その他故意に公正を害しようとする行為（以下、「不正行為」という。）を行った者を指す。

- 一 他人の身代わりとなって受験し、または他人を自己の身代わりとして受験させること。
- 二 不正使用の目的をもって作成された文書等を試験場に持ち込むこと。
- 三 使用が許可されていない参考書・ノート等を参照すること。
- 四 机等に不正な書き込みをして受験すること。
- 五 他人の答案用紙と交換すること。
- 六 他人の答案またはレポート等を写す、または写させること。
- 七 私語・動作等によって不正な連絡を試みること。
- 八 答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事。
- 九 剽窃行為によりレポート等を作成すること。
- 十 その他、試験の公正を害すると認められる行為。

（不正行為を発見した場合の手続き）

第3条 総合科目群において不正行為を疑う行為を確認した教員またはインストラクター（非常勤）はコーディネーターを通じて教務主任に報告を行うものとする。

2 テーマ科目群において不正行為を疑う行為を確認した教員は教務主任に報告を行うものとする。

3 教務主任は前二項の報告に基づき、所長に報告のうえ事実確認の調査を行う。

（処分の種類）

第4条 前条第3項の調査により、不正行為が認定された場合には、不正行為者に対し、不正行為の程度や不正行為者の反省状況等に鑑み、次のいずれかの処分を行う。

- 一 停学および不正行為が行われた学期に履修している全科目を不合格とする（0点）

- 二 訓告および不正行為が行われた科目を不合格とする（0点）
- 三 所長の嚴重注意および不正行為が行われた科目を不合格とする（0点）

（処分手続き）

第5条 前条における停学および訓告の処分は、学生の懲戒手続に関する規程に基づき行う。

2 前項における不正行為者が委託学生または交換留学生の場合には、本属校にも通知する。

付則

本内規は、2018年度春学期から適用する。

付則 2024年4月23日管理委員会

本内規は、2024年4月23日から適用する。